

重要な案件についての編集者総会への周知」をあげていることである。

とりわけ、大きく違うのは、番組部門の人事に関する条項で、「番組局長、番組部長、州のラジオ放送局の局長及びその代理者の任免を決定する前に、放送協会は編集者委員会に情報を伝え、申し出があればその意見を聴取する。その情報は遅くとも放送協会が管理委員会に決定を発表する時点に与えられる。」というように、西部ドイツ放送協会の「編集者綱領」よりも厳しい内容の聴聞権の規定を設けていることである。

一方、ブレーメン放送協会の編集者綱領は、西部ドイツ放送協会や北ドイツ放送協会の編集者綱領と比較するといいくつかの点で異なっている。ここでの編集者綱領は、ブレーメン放送協会とブレーメン放送協会の事業所職員代表委員会（Personalrat）との間で結ばれている。綱領は、法的には、ブレーメン放送法に基づくものではあるが、ブレーメン職員代表法による「執務上の合意」として締結されており、「編集者綱領についての執務上の合意」がその正式の名称である^④。

後に述べるように、事業体の内部での被傭者の一般的な参加権は、労働法（公共放送の場合は具体的には、「職員代表法」）でこれを定めているが、ブレーメン放送協会の場合は、編集者綱領の法的基盤を放送法の他に、労働法（職員代表法）に求めているところに特徴がある。

ブレーメン放送協会の編集者綱領が内容の上で、西部ドイツ放送協会の編集者綱領と違う点は、「信条の自由の保護」にかかる規定である。西部ドイツの場合は、消極的な内容にとどまっているが、ブレーメンの編集者綱領では、番組への介入を積極的に禁止する次のような条項が含まれている。

「他の番組スタッフの作品に責任を負う者は、意見を変更するような介入をしてはならない。作品が、法律上ないしは実際上の理由から、短縮されたり、変更されたり、拒否されたりする場合は、その決定の理由を説明しなければならない。」

ブレーメン放送協会の編集者綱領のこの条項は、これまでの「信条の自由の保護」の消極的な内容をより積極的なものに変えたものとして注目される。

以上のような現行の編集者綱領の内容と初期のものとの大きな違いは、人事案件についての番組スタッフの「拒否権」が後退し、「聴聞権」に変わっていることで、これは、放送協会長の権限を侵害しないための措置である。

しかし、番組スタッフの自由と責任の具体化、「信条の自由の保護」、番組上の紛争処理手続きの公正さと公開性、協会の番組・組織・人事についての情報の公開原則がいずれも権利保障の形で要求されることには変わりはない。

西部ドイツ放送協会の編集者綱領の場合、最初の編集者綱領の草案が作成されてから、20年近い歳月を要したとはいえ（北ドイツの場合は実際に四半世紀）、放送法によって裏付けられたことは、放送制度の歴史の上に新しい1ページを加えたものといえよう。編集者綱領の存在は、放送協会の執行部からも総じて肯定的に評価されている^⑤。

なお、連邦憲法裁判所は、西部ドイツ放送法、および、ノルトライン・ウェストファーレン州放送法についての第6次放送判決の中で、民間放送の番組制作過程への番組スタッフの参加を民間放送の認可基準として承認している。

III. 「編集者綱領」を支える論理

1. 「編集者綱領」と「内部的放送の自由」

編集綱領運動は、「内部的放送の自由」を実現する運動だといわれてきた。「内部的放送の自由（Innere Rundfunkfreiheit）」は、新聞や雑誌で主張してきた「プレスの内部的自由（Innere Pressefreiheit）」と対比される概念で、放送企業の中で番組制作という公共的な役割に携わるプロフェッショナルな番組スタッフが享有する自由を意味している。

この概念は、多分にスローガン的な性格を持つもので、法的な概念としては未熟であることは否めない。「内部的放送の自由」という概念は、73年6月5日の北ドイツ放送協会の編集者綱領で用いられているが、この編集者綱領に付加された議定書（Protokoll）では、放送の内部的自由の概念について次の様にきわめて控えめに述べられている^⑥。

「放送の自由という法概念は、放送協会と放送